

**農林水産物・食品の輸出統計細分の令和9年改正要望  
に向けた検討会（とりまとめ）（案）**

**令和8年6月**

## 1. はじめに

2025年の農林水産物・食品の輸出額は約1兆7,000億円となり、13年連続で過去最高を更新した。一方、2030年5兆円目標を達成するためには、輸出拡大の抜本的なペースアップが不可欠である。

このような状況の中、貿易統計は、我が国の輸出入貨物に係る金額及び数量を、品目別、国（地域）別に検索することができ、そのデータは農林水産省における輸出政策立案の基礎となっている。しかしながら、統計目的のほか、異なる関税率の設定や規制の該非の判別等のため細かく設定している輸入の統計細分に比べ、輸出の統計細分はシンプルであり、品目ごとの詳細な輸出実績を把握することができない。具体的には、海外での需要が高いパックご飯や即席味噌汁、輸出拡大が期待できる冷凍食品などの輸出実績は貿易統計では把握できない。

農林水産物・食品の輸出拡大を抜本的にペースアップする輸出政策の検討に向けて、輸出実績を把握する必要がある品目を特定するとともに、当該品目の輸出統計コード新設の可能性を検討し令和9年の輸出統計品目表の改正要望の提出につなげるため、有識者からなる「農林水産物・食品の輸出統計細分の令和9年改正要望に向けた検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。本取りまとめは、令和8年3月及び6月に開催された検討会での議論や同年4月に農林水産省が実施した御意見・御要望の募集の結果を取りまとめたものである。農林水産省においては、この取りまとめを踏まえ、令和9年改正要望に係るプロセスに対応するとともに、輸出拡大につながる関連施策を推進することを期待する。

## 2. 検討会の開催

令和8年3月30日に第1回検討会を、同年6月26日に第2回検討会を、委員4名全員の出席を得てオンラインにより開催した。

### （1）新設要望の具体的な品目例（事務局案）

第1回及び第2回検討会において、事務局より提示した新設要望の具体的な品目例は次のとおり。

	具体的な品目例	詳細
1	牡蠣の剥き身	・ 牡蠣・牡蠣加工品は、令和7年に輸出重点品目に追加され、今後、輸出額が増加すると見込まれる。剥き身と殻付きでは、用途や価格等が大きく異なる。 ・ 「0307.12 冷凍したもの」に「完全に殻を除いたもの」の統計細分を新設。
2	ロングライフ（LL）牛乳	・ 牛乳は、日本産の品質・味が評価され、近年、輸出額が増加傾向と見込まれる。常温保存が可能なロングライフ（LL）牛乳と常温保存不可のチルド牛乳では、輸出先

		<p>のコールドチェーンや商習慣、風味への嗜好等に応じて選好が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「0401. 20 脂肪分が全重量の 1%を超え 6%以下のもの」に「常温保存が可能なもの」の統計細分を新設。</li> </ul>
3	冷凍食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍食品は、多種多様な日本食が手軽に楽しめるため、近年、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「1904. 90 その他のもの」、「1905. 90 その他のもの」、「2106. 90 その他のもの」に「冷凍したもの」の統計細分を新設。</li> </ul>
4	包装米飯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パックご飯は、手軽に日本産米が楽しめるため、近年、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「1904. 90 その他のもの」に「包装米飯」の統計細分を新設。</li> </ul>
5	ゆず果汁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆず果汁は、フレンチのソースやドレッシング、デザート用に、EU 向けを中心に輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「2009. 31 ブリックス値が 20 以下のもの」に「ゆずジュース」の統計細分を新設。</li> </ul>
6	めんつゆ・出汁醤油等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めんつゆ・出汁醤油などの醤油加工品は、事業者の商品開発の工夫により、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「2103. 10 醤油」に「醤油加工品」の統計細分を新設。</li> </ul>
7	即席味噌汁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即席味噌汁は、手軽に味噌汁を楽しめるため、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「2104. 10 スープ、ブロス」に「即席味噌汁」の統計細分を新設。</li> </ul>
8	炭酸飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸飲料は、特徴的な容器のラムネや、栄養成分を含む製品が人気を博し、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「2202. 10 水（加糖）」に「炭酸水」の統計細分を新設。</li> </ul>
9	カキフライ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牡蠣・牡蠣加工品は、令和 7 年に輸出重点品目に追加され、今後、輸出額が増加すると見込まれる。カキフライは世界の幅広い地域においてニーズがあり、日本産の牡蠣の認知度も上がっていることから、コンスタントな輸出が期待できる。</li> <li>・「1605. 51-900 その他のもの」を「カキフライ」と「その他のもの」に細分化。</li> </ul>
10	アイスクリーム類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイスクリーム類は、日本の多種多様な製品が人気を博し、近年、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・国内販売では、5～9月に売れ行きがよく、種類別に</li> </ul>

		<p>みると近年はラクトアイスからアイスマルクへ構成比が移行傾向。アジア各国等における傾向が把握できれば輸出戦略等に資する。(アイスクリーム、アイスマルク及びラクトアイスは、乳等命令により定義されている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2105.00 アイスクリームその他の氷菓」を「アイスクリーム」、「アイスマルク」、「ラクトアイス」、「その他のもの」に細分化。</li> </ul>
11	こんにゃく製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにゃく麺や板こんにゃくなどのこんにゃく製品は、低カロリーかつ食物繊維が豊富であり、健康志向の高い欧米諸国等において注目されているため、近年、輸出額が増加傾向と見込まれる。</li> <li>・「2106.90-900 その他のもの」に「こんにゃく」の統計細分を新設。</li> </ul>

## (2) 委員の主な発言

第1回及び第2回検討会において、事務局から資料等を説明後、委員から主に次の発言があった。

- ・輸出統計細分が新設されることにより、実際にどの品目が、どの程度、どのような国・地域へ輸出されているのか、貿易統計で把握できることはメリットである。人口減少が見込まれる中で国内需要の状況を見据えて、輸出に関心を持ち始めている事業者の後押しになるかもしれない。業界団体を巻き込んで、海外マーケットの掘り起こしにつながることを期待している。

- ・飲料については、容器によって賞味期限が異なるため、包装形態でも輸出統計品目を設定できるのであれば、さらに戦略が立てやすくなる。容器サイズで区分することも一案である。

- ・通関業務の煩雑化につながらないように調整する必要がある。他方で、将来的には、通関業務の一部をAIが担うことも想定され、データが蓄積されればAIも判断できるようになり、さほど労力は生じないと思う。農林水産省が詳細な輸出実績データを公表することで、輸出が増加しているトレンドがわかり、事業者の輸出関心を喚起し、マーケティングも可能になるという好循環が生まれるのではないかと。

- ・炭酸飲料、出汁入り味噌、アイスクリームなどの定義については、想定している商品が含まれるよう、業界団体・メーカーなど、業界の声をしっかり聴く必要がある。具体的な商品サンプルを示した上で、詳細に検討するべきである。

・農林水産省には、植物防疫・動物検疫上の理由で輸出できていないマーケット・品目について、民間企業の声を聞きながら、検討会を行ってほしい。そして、二国間協議等の交渉を担っていただきたい。

#### 【第2回検討会における委員の主な発言を記載】

### (3) 農林水産省における今後の対応

第1回検討会における委員からの発言を踏まえ、第2回検討会において農林水産省から次のとおり今後の対応を進めると説明があった。

- ・飲料を包装形態で細分を設定する提案については、引き続き検討を進める。
- ・各品目の定義については、引き続き関連する業界団体・メーカー等にも相談しつつ、実現に向けて調整を進める。
- ・輸出先国の規制対応について、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」の変更にあたり、引き続き民間企業等からの意見聴取を行う。

### (4) 補足

第1回検討会においては、農林水産省より、韓国と比べコメ加工品の輸出に向けた我が国の取組は遅れていること、韓国はコメ・コメ加工品に該当する統計細分が日本よりも多く、コードを細分化することで輸出の状況を詳細に把握していることについて説明があった。

また、第2回検討会においては、農林水産省より、最近の農林水産物・食品の輸出統計細分の新設実績について説明があった。

#### (参考) 最近の農林水産物・食品の輸出統計細分の新設実績

	農林水産物・食品の輸出統計細分の新設実績
平成28年改正	木材品種別
29年改正	牛肉部位別、鶏肉部位別、ホワイトチョコレート、米調製品、納豆、梅調製品、ウスターソース、マヨネーズ、ドレッシング、豆腐、豆乳、茶系飲料
30年改正	構造用集成材
31年改正	錦鯉、生鮮・冷蔵ぶり、粉末茶、米粉
令和2年改正	米粉麺
3年改正	栄養補助食品、ホタテ貝（剥き身）
4年改正	活ぶり、かんしょ加工品、干し柿

### 3. 御意見・御要望の募集について

#### (1) 概要

農林水産省は、令和8年4月15日～5月14日の期間、農林水産物・食品の輸出統計細分の改正要望について、国民の皆様から御意見・御要望（以下「御意見等」）を広く募集した。輸出実績を把握する必要がある品目・理由、把握した輸出実績の活用方法などについて、インターネット等により約50件の御意見等の提出があった。

#### (2) 御意見等の主な内容

御意見・御要望の募集に提出があった御意見等の主な内容は次のとおり。

- ・第1回検討会にて事務局が提示した新設要望の品目案（牡蠣、ロングライフ（LL）牛乳、包装米飯、醤油加工品など）に賛意が示されたほか、様々な品目について輸出実績を把握する必要があるとの提案があった。
- ・輸出実績の把握により、国・地域ごとの需要の伸びが明確となり、有望市場の選定に直結。現地ニーズにあった商品開発にも活かすことができる。市場ごとの適正価格がわかり、価格戦略の構築に役立つ。輸出戦略全体の制度を高める重要な手段となる。
- ・冷凍でなければ輸出できない品目に着目することで、国ごとのコールドチェーンの状況把握が可能。
- ・実態把握により、新たな戦略に繋がったり、新たに輸出に取り組む企業も出てくる可能性。
- ・より費用対効果の高いプロモーション戦略の策定に活用できる。
- ・輸出統計細分についての意見ではないが、アジア等の近隣諸国の規制緩和を期待。
- ・その他、多数の情報提供や御意見等。

#### (3) 農林水産省における今後の対応

御意見・御要望の募集に提出があった御意見等を踏まえ、第2回検討会において農林水産省から次のとおり今後の対応を進めると説明があった。

- ・新たに提案があった品目については、御意見等を踏まえ、引き続き検討を進める。ただし、明確な識別性がないものや輸出規模が小さいものは実現が難しいことに留意。

- ・頂いた御意見等は省内関係部局に共有し、今後の施策検討の参考とする。

#### 4. 最後に

【第2回検討会後に作成】